

広島県教育委員会規則第六号

広島県市町立学校職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年三月二十三日

広島県教育委員会

教育長 平 川 理 恵

広島県市町立学校職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則

広島県市町立学校職員の人事評価に関する規則（平成二十八年広島県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（人事評価の実施等） 第三条（略）</p> <p>一（略） 二 非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員は除く。） 三（略） 2（略）</p>	<p>（人事評価の実施等） 第三条（略）</p> <p>一（略） 二 非常勤職員（再任用短時間勤務職員は除く。） 三（略） 2（略）</p>

附 則

（施行期日）

1 この教育委員会規則は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の広島県市町立学校職員の人事評価に関する規則（以下「改正後の規程」という。）第三条第一項第二号の規定については、令和十四年三月三十一日までの間、改正後の規程第三条第一項第二号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは、「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用短時間勤務職員」と読み替えるものとする。